

(別紙)

新幡郷発電所 P P A 供給要領 (案)

1 定義

- (1) 売渡人 鳥取県企業局
- (2) 小売電気事業者 ○○○○
- (3) 需要家 ○○○○
- (4) P P A 売渡人が発電した電力を小売電気事業者を通して需要家に供給すること

2 P P A の電源の供給方法

- (1) 売渡人は、小売電気事業者が P P A に用いるため、新幡郷発電所で発電した電力を小売電気事業者に供給する。
- (2) 小売電気事業者は、(1) により供給された電力を、需要者が指定する施設に P P A 供給する。

3 供給期間 令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 13 年 3 月 31 日 24 時まで

4 供給施設概要

- (1) 供給場所 鳥取県○○市○○○○
- (2) 用途 ○○○○

5 供給施設仕様

- (1) 電力供給条件
 - ア 契約種別 ○○○○
 - イ 供給電気方式、供給電圧及び周波数 ○○○○、○○○○及び○○○○
 - ウ 契約負荷設備及び契約受電設備 ○○○○
 - エ 契約電力 ○○○○
- (2) 契約期間中の予定供給電力量
 - ア 計画需要電力量 ○○○○kWh/年とする。